

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、そ
の次の日)

目 次

◆告 示 県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

告 示

鳥取県告示第八百四十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成四年十月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課
において一般の縦覧に供する。

平成四年十月二十七日

鳥取県告示第八百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、
次とおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成四年十月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課
において一般の縦覧に供する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	供用開始の期日
倉吉江府溝 口線	日野郡溝口町上野字川平九二 一六九地先から同町長山字馬 籠原東七四一二地先まで	五・五〇 二三・〇 一、〇〇一・〇

路線名	区間	後別前	変更前	後別前	変更前
倉吉江府溝 口線	日野郡溝口町上野字川平九二 一七一地先から同町長山字馬 籠原東七四一二地先まで	九一・〇 一、五・六 九三八・〇	日野郡溝口町上野字川平九二 一七一地先から同町長山字馬 籠原東七四一二地先まで	五・五〇 二三・〇 一、〇〇一・〇	日野郡溝口町上野字川平九二 一六九地先から同町長山字馬 籠原東七四一二地先まで